

神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則（案）概要

1. 融資制度

神戸市（以下「市」という。）では、地域経済の発展のために、平成28年度までは市単独で「神戸市中小企業融資制度」を実施し、平成29年度以降は兵庫県と協調して「兵庫県中小企業融資制度」を実施しています。

2. 損失補償

上記の融資制度において、兵庫県信用保証協会（以下「保証協会」という。）は、中小企業者等（※1）が金融機関に対して有する特定の債務の保証を行い、当該中小企業者等が当該債務の履行が困難になった場合には代位弁済（※2）を行います。保証協会は代位弁済を行った場合、中小企業者等に対して求償権（※3）を取得することとなり、当該求償権を行使することで、保証協会は当該中小企業者等から代位弁済にかかった資金を回収することができます。

しかし、中小企業者等の資金難などから、保証協会が求償権を行使したにも関わらず中小企業者等からの支払いを十分に受けることができず、損失を被る事態が発生することがあります。本市では、このような場合に備えて市が当該損失を補償するという契約（以下「損失補償契約」といいます。）を保証協会との間に締結することで、保証協会の積極的な保証を促し、もって中小企業者等の資金繰りを支援しています。

※1…信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第20条第4項に規定する中小企業者等をいいます。

※2…借入金の残額について、借主である中小企業者等に代わり、保証協会が当該残額を貸主の金融機関に返済することをいいます。

※3…保証協会が信用保証協会法第8条第1項に規定する業務方法書に従い中小企業者等が受ける融資に係る債務の保証をした場合において、その保証に係る債務を保証協会が履行することにより中小企業者等に対して取得する債権をいいます。

3. 回収納付金

損失補償契約において、保証協会が求償権を行使して代位弁済にかかった資金を回収した際は、市に対し損失補償額の割合に応じて回収した資金の一部を納付することを、市は保証協会と約定しています。当該約定により納付される金銭を「回収納付金」といいます。

4. 私的整理手続

中小企業者等は、経営危機に陥った際の債務の整理において、破産法（平成16年法律第75号）上の破産手続等の法律に定められた手続（以下「法的整理手続」といいます。）ではなく、中小企業者等に対して債権を有する各債権者がそれぞれの債権を放棄する等の約定をすることで、裁判所を介さずに債務の整理を行うという手続（以下「私的整理手続」といいます。）をとることがあります。

私的整理手続は法的整理手続に比べ、迅速に債務の整理を行うことができ、また、債務の整理を行っていることが公にならないため、企業価値の劣化を防ぐことができるなどの利点があります。これらの利点により、私的整理手続を行った中小企業者等は、法的整理手続を行った中小企業者等と比較して、事業再建や円滑な廃業が可能になる場合があります。

5. 規則制定の目的

保証協会が有する求償権の債務者である中小企業者等が私的整理手続を行う場合、保証協会が求償権の放棄等（※4）を行う必要があります。さらに、損失補償契約によって、保証協会が求償権を行使して代位弁済にかかった資金を回収した際に、市に対し回収納付金を納付しなければならないことを約定している場合、当該求償権について、求償権の放棄等を行う際は、市が回収納付金を受け取る権利をあらかじめ放棄する必要があります。したがって、市が保証協会に対して有する回収納付金を受け取る権利の放棄を迅速に行うことで、中小企業者等の債務を圧縮し、事業再建や円滑な廃業を図ることが可能となります。

以上の経緯から、本市は中小企業者等の事業再生及び再チャレンジを支援し、もって地域経済の振興に資することを目的として、神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例（以下「条例」という。）を神戸市会に提出することを予定しており、神戸市会において条例案が可決された際は、合わせて、条例の施行に関し必要な事項を定めるために、施行規則の制定を予定しています。

※4…保証協会が実施する求償権の放棄又は不等価譲渡（求償権の金額に満たない額をその対価としてする譲渡をいいます。）をいいます。以下同じです。

6. 条例施行規則案の概要

○求償権の放棄等に係る承認の申請（第2条）

保証協会が特定の保証債務の履行によって取得する求償権について、求償権の放棄等を実施しようとする場合、市長にその旨の申請を行わなければならない旨、条例に定めることを予定しております。当該申請の方法について、詳細を以下のように規則に定めます。

【申請方法】

・様式第1号（別紙規則案参照）による申請書に、下記書類を添付して市長に申請します。

- ① 条例で定める事業の再生又は債務の整理に関する計画の内容を証する書類
- ② 求償権の放棄等の額の配分及びその算定の根拠を明らかにした書類（※5）
- ③ その他市長が必要と認める書類

※5…②の書類は保証協会が中小企業者等に対して複数の求償権を有する場合に限り提出するものとします。

○求償権の放棄等の実施報告（第3条）

保証協会が、市から求償権の放棄等の承認を受けた後に、求償権の放棄等を実施した場合、速やかに様式第2号（別紙規則案参照）に下記書類を添付して提出しなければならない旨、規則に定めます。

- ① 求償権の放棄等を実施したことを証する書類
- ② その他市長が必要と認める書類

○求償権の放棄等の中止報告（第4条）

保証協会が、市から求償権の放棄等の承認を受けた後に、求償権の放棄等を中止したときは、様式第3号（別紙規則案参照）を提出しなければならない旨、規則に定めます。

○事業の再生又は債務の弁済に関する計画（第5条）

保証協会が行う求償権の放棄等が特定の計画に基づいて行われた場合において、市が求償権の放棄等を承諾することができる旨、条例に定めることを予定しています。当該計画は条例で列挙する予定ですが、条例で列挙する予定の計画以外の計画であっても、中小企業者等の事業の再生又は債務の弁済に関する計画であると認められる計画については、規則でその計画について定めることで求償権の放棄等の承諾の対象とすることを予定しています。

以上のような経緯から、以下の計画を中小企業者等の事業の再生又は債務の弁済に関する計画として規則に定めます。

- ① 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインとして市長が認める計画及び当該ガイドラインを新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則として市長が認める計画
- ② 中小企業の事業再生等に関するガイドラインとして市長が認める計画
- ③ ①及び②に掲げる計画のほか、条例に定める事業の再生又は債務の弁済に関する計画に準ずる計画として市長が認める計画

○雑則（第6条）

回収納付金を受け取る権利の放棄について必要な事項は、原則当規則で定められていますが、規則で定められていないものについては、主管局長が定めます。

7. 施行予定日

令和8年（2026年）4月1日施行を予定しています。

様式第1号（第2条関係）

求償権放棄等承認申請書

条例第3条第1項には、保証協会が求償権の放棄等を実施しようとする場合に市長にその旨の申請を行わなければならないと規定することを想定しています。

年 月 日

神戸市長 様

兵庫県信用保証協会理事長

求償権の放棄等を実施したいので、神戸市中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

債務者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）		
対象となる保証債務の内容		
融資制度名	条例第3条第2項には、特定の計画に基づいて保証協会が行う求償権の放棄等について、神戸市がその放棄等を承諾できると規定することを想定しています。同項各号には、当該特定の計画を列挙することを想定しています。	
保証承諾日		年 月 日
保証承諾額		円
融資実行日		年 月 日
代位弁済日		年 月 日
代位弁済額		円
条例第3条第2項各号のうち、該当する号	第	号
申請の内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の不等価譲渡	
求償権の放棄等の理由及び地域経済への影響・寄与の見込みについて		
申請日における求償権残高（A）		円
求償権の放棄等の額（B）		円
（B）のうち、市が回収納付金を受け取る権利を放棄する額		円
（内訳）	求償権の放棄の額	円
	求償権の不等価譲渡による求償権と譲渡額との差額	円
求償権の放棄等の実施後の求償権残高（C） = (A) - (B)		円
求償権の放棄等の実施予定日		年 月 日

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号（第3条関係）

求償権放棄等実施報告書

年 月 日

神戸市長 様

兵庫県信用保証協会理事長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を実施したので、神戸市
中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、次の
とおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあっては、 所在地、名称及び代表者の氏名）		
実施した内容（求償権の放棄等の内容）	<input type="checkbox"/> 求償権の放棄 <input type="checkbox"/> 求償権の不等価譲渡	
求償権の放棄等の実施日	年 月 日	
求償権の放棄等の実施前の求償権残高（A）	円	
求償権の放棄等の額（B）	円	
（B）のうち、市が回収納付金を受け取る権 利を放棄した額	円	
（内訳）	求償権の放棄の額	円
	求償権の不等価譲渡による求償権と譲 渡額との差額	円
求償権の放棄等の実施後の求償権残高 （C） = （A） - （B）	円	

注1 この報告書は、保証債務ごとに作成すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第3号（第4条関係）

求償権放棄等中止報告書

年 月 日

神戸市長 様

兵庫県信用保証協会理事長

年 月 日付け 第 号で承認を受けた求償権の放棄等を中止したので、神戸市
中小企業融資に係る事業再生等の支援に関する条例施行規則第4条の規定により、次のとおり報告します。

債務者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）	
求償権の放棄等を中止した理由	

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。